

亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第27号

### 亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

亀山市生活保護法施行細則（平成17年亀山市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第12条中「様式第29号」を「様式第32号」に改め、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第12条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式は、進学準備給付金申請書（様式第29号）とする。

（進学準備給付金決定調書）

第13条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書（様式第30号）によるものとする。

（進学準備給付金決定通知書）

第14条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金決定通知書（様式第31号）により通知するものとする。

様式第29号を様式第32号とし、様式第28号の次に次の3様式を加える。

進学準備給付金申請書

亀山市福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者)  
氏名 印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先(該当する にチェックを入れてください。)  
大学等進学前の住宅と同じ  
転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。)  
居住(予定)地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し  
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定にあたり必要な書類  
上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)  
金融機関名 \_\_\_\_\_  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)  
記号 

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)  
預金種類 普通預金 当座預金  
(該当する にチェックを入れてください。)  
口座番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記入してください。)  
(カナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_

上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

進学準備給付金決定調書							
ケース番号		対象者氏名			世帯主氏名		
決 裁 日	年 月 日	決 裁	指導員      課長      所長			起案	年 月 日
						担当員	印
進学準備給付金決定伺							
調書のとおり決定してよろしいか。なお決裁の上は別紙決定通知書により通知してよろしいか。							
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄							
支給額 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">円</div> (進学先)  (進学後の居住先)							
不 支 給 の 理 由							
進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法							

様

亀山市福祉事務所長

## 進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

支給の可否  
支給  
不支給

進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法  
支給額 円  
支給日 年 月 日

### 不支給の場合、その理由

#### (備考)

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。